宇治山田港湾整備促進協議会設置要綱

制定 平成11年8月 2日日改正 平成13年2月28日改正 平成14年2月28日改正 平成15年3月 4日改正 平成16年9月 1日 2日改正 平成17年4月 8日改正 平成17年1月1日 3日改正 平成23年5月12日

(設置)

第1条 港湾及び周辺地域が一体となったまちづくりを行い、その活性化を図るため、宇治山田 港湾整備促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 協議会は、宇治山田港及び周辺地域の整備を促進し、地域の活性化を図る。
- 2 協議会は、宇治山田港及び周辺地域に関する必要事項を調査研究する。
- 3 協議会は、関係官庁等への要望活動を行う。
- 4 協議会は、下部組織として専門部会を設置し、各種団体の特色を生かした活動を促進する。 (組織)
- 第3条 協議会は、委員25名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ市長が委嘱する。
- (1) 地域住民代表
- (2) 商工会議所代表
- (3) 観光協会代表
- (4)漁業協同組合代表
- (5) 地場産業代表
- (6) 利用者代表
- (7) 伊勢郷土会代表
- (8) その他市長が必要と認めたもの
- 3 必要に応じ、協議会に参与を置くことができることとし、国土交通省、三重県等の職員のうちから市長が委嘱する。
- 4 協議会、専門部会、行政調整会議の運営において、アドバイザーとして知識経験者を置くこと ができることとし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1ヶ年とする。ただし、補欠により委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

- 第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 6 監事は、この会の業務を監査する。
- 7 参与は協議会に出席し意見を述べることができる。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。 (専門部会)
- 第7条 特定の事項の調査研究及び活動を行うため、協議会に次の専門部会を置く。
- (1) プレジャーボート対策部会
- (2) 土地利用・地域振興部会
- 2 協議会は、前項に規定するもののほか、必要に応じ、複数の専門部会を設置することができる。
- 3 専門部会は、協議会を補佐し事業を円滑に進めるため、活動を行なう。
- 4 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(行政調整会議)

- 第8条 行政間の連携を密にするため、行政調整会議を設置する。
- 2 行政調整会議は、参与及び伊勢市職員で構成し、伊勢市都市整備部長が座長となる。 (伊勢市庁内調整会議)
- 第9条 協議会及び伊勢市庁内各部署間の連絡調整を密にするため、伊勢市庁内調整会議(以下「市 庁内調整会議」という。)を設置する。
- 2 市庁内調整会議の委員は別に定める。

(事務局)

- 第10条 協議会の事務局は、伊勢市都市整備部監理課に置く。
- 2 協議会の庶務は、事務局において処理する。 (委任)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が協議会に 諮り定める。

附 則

この要綱は、平成11年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年7月25日から施行する。

この要綱は、平成13年2月28日から施行する。 附 則

この要綱は、平成14年2月28日から施行する。 附 則

この要綱は、平成15年3月 4日から施行する。 附 則

この要綱は、平成16年9月 1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成17年4月 8日から施行する。 附 則

この要綱は、平成17年11月 1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年 5月12日から施行する。